

職長・安全衛生責任者教育について

(労働安全衛生法 第60条、第16条)

職長とは、労働安全衛生法第60条に「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められており、名称はともかく、仕事をする上で、現場で指揮、命令する人を指します。製造業等の一定の業種においては、新任の職長に職長として職務を果すための必要な能力を付与するもののひとつとして「職長教育」が義務付けられております。

なお、建設業・造船業においては、安全衛生責任者の選任(労働安全衛生法第16条)が義務付けられております。

【対象事業場】

講習名称	対象事業場
職長教育 (安衛法第60条)	安衛施行令第19条 職長等の教育を行うべき業種 製造業（一部業種を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、 令和5年4月から食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工 業の事業場が追加
職長・安全衛生責任者教育 (安衛法第16条)	建設業・造船業の事業場

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。